

民間給与実態統計調査の民間委託について（案）

平成 20 年 7 月 15 日
国税庁長官官房企画課

【民間競争入札とする理由】

- 平成 19 年 10 月に改定された「公共サービス改革基本方針」において、民間給与実態統計調査は平成 20 年度に行なう包括的な民間委託の検討を踏まえ、平成 21 年度から法の対象業務とする方向で検討を行なうこととされたところである。

当庁では、従来より調査票等の印刷、封入・発送、調査票のデータ入力（OCR 読取）集計用プログラムの作成・修正、結果報告書印刷、ホームページ掲載の各業務について、民間委託を実施済みであり、平成 19 年度には東京国税局において調査票の回収業務の民間委託を行った。

このような経緯及び公共サービスの実施に関し「民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点」から見直すこととする公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、これらの業務を民間に委託する、民間競争入札で行うことが適当と考えている。

【入札の対象範囲】

- 「民間給与実態統計調査」の民間事業者を活用し包括的に民間委託する業務の範囲は、調査票等の封入発送業務（印刷、封入・発送）調査票回収業務（回収・督促、照会対応、個票審査）データ化業務（OCR 読取）とする。（別紙参照）
- 統計調査業務のうち、国の政策立案と直結する調査内容、調査方法の策定等調査の企画業務、最終的な結果表の審査及び公表に係る業務、また、統計の質の維持・向上を図るために必要な民間事業者への指導・監督などのモニタリング業務及び事業内容に対する評価・改善業務等については、国が行うべき業務として実施する予定。

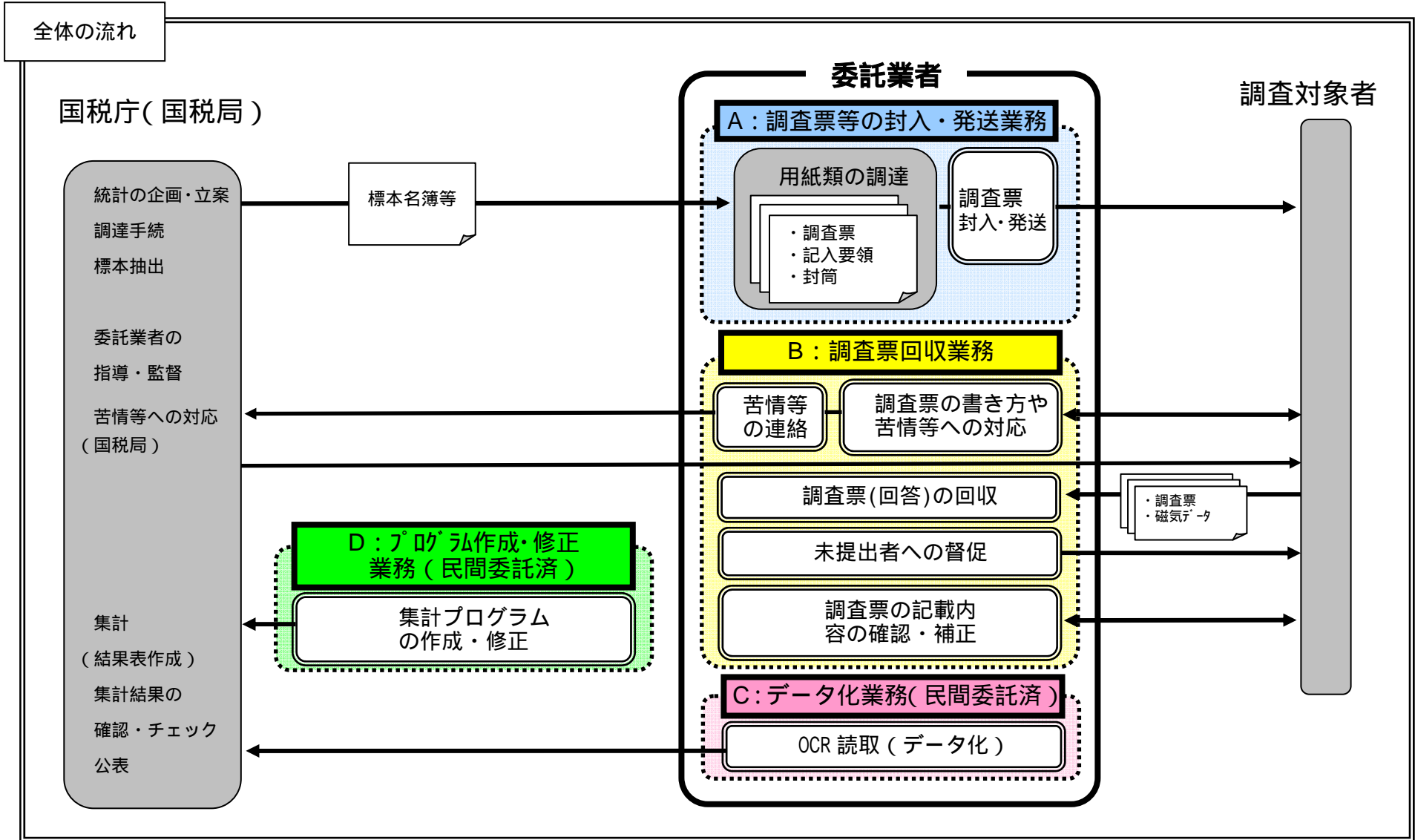
【入札等の実施予定時期】

- 平成 21 年 5 月目処に入札公告し、平成 21 年 9 月から落札者による事業を実施する予定。

【契約期間】

- 平成 21 年分以降実施の調査に関しては、前述の入札の対象範囲で複数年度契約（平成 21 年 9 月～平成 23 年 6 月）とすることが妥当と判断している。

民間給与実態統計調査の流れ図（実施方法）（案）



民間給与実態統計調査の概要

1. 調査の概要

この調査は、民間企業における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。

2. 調査の期日

各年 12 月 31 日現在

3. 調査の事項

各年 12 月 31 日現在及び 1 年間（歴年）の次にに関する事項

1 源泉徴収義務者に関する事項

- (ア) 事業所の名称又は氏名
- (イ) 事業所の所在地又は住所
- (ウ) 企業の主な業務
- (エ) 事業所の組織及び資本金
- (オ) 給与所得者数
- (カ) 年間給与支給総額
- (キ) 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額

2 給与所得者に関する事項

- (ア) 給与所得者の氏名、又は記号等
- (イ) 性別
- (ウ) 年齢
- (エ) 勤続年数
- (オ) 給与の支給月数
- (カ) 職務
- (キ) 年末調整の有無
- (ク) 所得税法上の各種控除の適用状況
 - ・ 配偶者控除
 - ・ 扶養控除
 - ・ 障害者控除
 - ・ 寡婦（寡夫）控除
 - ・ 勤労学生控除
 - ・ 社会保険料控除
 - ・ 小規模企業共済掛金等控除
 - ・ 生命保険料控除
 - ・ 個人年金保険料支払額
 - ・ 地震保険料控除
 - ・ 配偶者特別控除
 - ・ 住宅取得等特別控除
- (ケ) 課税の対象となった給与の支給金額
- (コ) 年税額

4. 調査対象

- 1 源泉徴収義務者のうち、一定の方法により抽出された源泉徴収義務者。
- 2 上記1で抽出された源泉徴収義務者から給与等の支払を受けている給与所得者のうち、一定の方法により抽出された給与所得者。

ただし、次に掲げる者は調査対象から除外。

- (1) 労働した日又は時間によって給与の金額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者
- (2) 国家公務員、地方公務員、公庫職員等
- (3) 全従業員について源泉所得税の納税がない事業所の従業員

5. 調査対象事業所数

約 29,000 事業所

6. 調査方法

郵送調査

7. 調査系統

国税局（国税事務所） - 報告者

報告者 - 国税局（国税事務所） - 国税庁

8. 予算額

約 25,200 千円